平成27年度 年度更新概要(流れ)とご協力のお願い

平成27年度の年度更新申告業務は以下に従い行われます。事業主様におかれましては 当センターの年度更新業務の概要(流れ)をご理解いただくとともに年度更新関連書類の作成・提出にあたりご協力(事業主印の押印・賃金の報告など)のほどよろしくお願いいたします。

I 年度更新の処理概要(流れ)

1.年度更新に必要書類

SRセンターへの年度更新に必要な提出書類は、委託内容に従い以下の通りで、担当社 労士より提出されます。

提出書類:①労働保険料等算定基礎賃金等の報告

- ②労働保険等一括有期事業総括表算定基礎賃金等の報告
- ③一括有期事業報告書(建設の事業)

2.年度更新必要書類の提出期限

ご担当の社労士会員より以下の期限までに必要書類を提出いただきます。

5月8日(金)提出締切

(ただし、担当社労士がデジタルデータを直接登録される場合は5月14日(木)が、書類の提出期限となります。)

3.処理システムへの情報登録と内容確認

SR事務局にて提出された必要書類の情報を処理システムへ登録・内容確認します。 情報登録・確認時期=必要書類受付時から随時行い、5月末日まで登録・確認終了 全ての会員事業所の情報登録・確認が終了した後、最終処理を行いSR事務局で一括申 告に必要な書類を作成し労働局へ年度更新の一括申告を行ないます。

4.「労働保険納入通知書」と「労働保険料等算定基礎賃金等の報告(控)」の送付

「労働保険納入通知書」は、情報登録・確認が終了した後、随時社労士会員を通して事業主様のお手元にお届けします。

SRから社労士会員への発送時期=情報登録・確認終了時から担当社労士会員宛に随時発送し5月末日までに終了予定です。

5.第1期保険料納付(口座振替)のお知らせの送付

事第1期保険料納付(口座振替)のお知らせを、業主様宛に郵便で<u>6月10日(水)頃</u>送付する予定です。

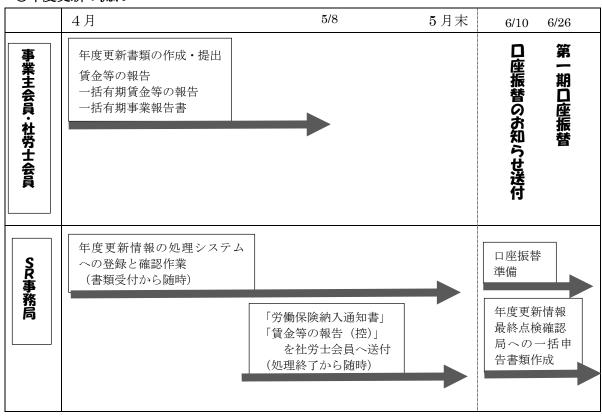
7.第1期保険料口座振替時期

平成27年度の第1期保険料の口座振替は<u>6月26日(金)</u>に行います。事前の準備をお願いします。(口座振替は、第2期=11月2日(月)第3期=2月1日(月)予定)なお、保険料が未納の場合は、「滞納報告」を労働局へ提出することになり、「滞納金」や「延滞金」など不要な経費負担が発生することにもなりますのでご注意ください。

8.保険料納付後の領収書の送付

領収書は<u>7月中旬に事業主様宛に直接郵送</u>で送付します。受理された後は紛失しないようしっかり保管ください。

○年度更新の流れ



Ⅱ 事業主会員様へのお願い

年度更新に必要な書類作成にあたり、担当の社労士会員より各種相談・問合せ・依頼があると思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1.提出書類の事業主所定箇所に押印ください。

- …提出書類は全て事業主の印鑑の押印が必要です。
- 2.平成 26 年度分の月別の確定労働者数、確定支払賃金等の情報提供と確認
- 3.高年齢労働者の氏名、人数、確定支払賃金等の情報提供と確認
 - …高年齢労働者とは、平成 26 年 4 月 1 日現在において満 64 歳以上の被保険者(昭和 25 年 4 月 1 日以前に生まれた方)です。
- 4.特別加入者と基礎日額の内容確認(変更を含む)
- 5.一括有期事業報告書の作成
- 6.その他